

【建物の高さ制限の一覧】

		1低	1中高	1住	近商	商業	準工	工業	工専	無指定	
絶対高さ制限		10m	—								
斜線制限	道路斜線	勾配 (斜線係数)	1.25			1.5			1.25		
	隣地斜線	立上り (m)	20m			31m			20m		
		勾配 (斜線係数)	1.25			2.5			1.25		
	北側斜線	立上り (m)	5m	10m	—						
		勾配 (斜線係数)	1.25	1.25	—						

【日影制限】 ※基準日と対象期間（冬至日の午前8時～午後4時の間） 建築基準法別表第四および長野県建築基準条例第42条

		1低	1中高	1住	近商	商業	準工	工業	工専	無指定
対象建築物		軒高 > 7 m 又は 地上階数 ≥ 3	建築物高さ > 10 m			—	建築物高さ > 10 m	—		
平均地盤面からの高さ		1.5m	4m			—	4m	—		
規制される時間	種別	(一)			(二)	—	(二)	—		
	敷地境界線から 5m > 10m	3時間以上	3時間以上	4時間以上	5時間以上	—	5時間以上	—		
	敷地境界線から 10mを超える	2時間以上	2時間以上	2.5時間以上	3時間以上	—	3時間以上	—		

この表において平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

※詳しくは伊那建設事務所へ（TEL:0265-76-6830）

【垂直積雪量】 平成12年建告第1455号及び建築基準施行細則第9条より

算定式 $d = \alpha \times a l \times c + \beta \times rs + \gamma$

役場の標高 a l (m)	α	β	rs	γ	補正係数 (c)	役場の積雪 深度 (cm)	凍結深度 (cm) (参考値)
708	0.0005	6.26	0	0.12	1	47	50

標高は国土地理院のHPから調べることができる。※長野県HPにリンクあり